

平成27年小布施町議会8月会議会議録

議 事 日 程 (第3号)

平成27年9月3日(木) 午前10時開議

開 議

議事日程の報告

日程第 1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	中村雅代君	2番	福島浩洋君
3番	富岡信男君	4番	小西和実君
5番	川上健一君	6番	山岸裕始君
7番	小林茂君	8番	小林一広君
9番	小淵晃君	10番	渡辺建次君
11番	関谷明生君	12番	関悦子君
13番	小林正子君	14番	大島孝司君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	田中助一君
企画政策課長	西原周二君	健康福祉課長	八代良一君
産業振興課長	竹内節夫君	建設水道課長	畔上敏春君
教育次長	池田清人君	監査委員	畔上洋君

事務局職員出席者

議会事務局長 三 輪 茂 書 記 堀 内 信 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（大島孝司君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大島孝司君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（大島孝司君） 日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は昨日の継続であります。

昨日に引き続き、順次質問を許可します。

◇ 福 島 浩 洋 君

○議長（大島孝司君） 最初に、2番、福島浩洋議員。

[2番 福島浩洋君登壇]

○2番（福島浩洋君） 通告に基づきまして、1件、3項目の質問をいたします。

1、完成建物その後の瑕疵及びメンテナンスの状況はについて。

(1) 使用開始後のふぐあい発生に対する発注者側として、設計者、施工業者に対して速やかに適切な処理や対応の指導を行っているかについてお尋ねいたします。

①町営グラウンド、トイレ棟の「だれでもトイレ」の床がいつも雨水がたまっていて使用

できない。バリアフリーに気を使い過ぎたためのふぐあいと思える。全面的にやり直しをして正常な状態に戻さないと町民の理解が得られない。このことについて、いつまでに修復をするかお答えください。

また、グラウンドにおいて、少しまとまった雨が降ると、バックネット裏の出入り口から滝のように黒土まじりの土砂が側溝を乗り越えて道路に流れ出してくるが、平成25年4月ごろに整備した客土が流出していると思われる。現在は雑草だらけです。何か対策を考えているのかお答えください。

②公共施設は近隣皆様の理解があればこそですが、新しくできたエンゼルランドセンターの駐車場の雨水排水のふぐあいについて、明らかに集水ます1カ所では集水能力不足、また、設置場所の位置についても問題ありと思われる原因で駐車場内の雨水が隣接敷地へ流入、冠水に至っている。隣接住民より早急に対処を求められているが、現状では土のう袋を積み上げた仮処理をしている状態です。早急に、かつ全面的に見直しをし対策をとらないと、今後信頼していただけないのではないかと。納得していただける解決のめどについて、いつになるかお答えください。

また、前面道路（町道）と敷地の境界を縁石等で管理上の区分けが竣工時にできなかったのはなぜかお答えください。また、この区分けがいつ作業を行われるのかお答えください。

③30年前に竣工した町の重要なスポーツ施設である総合体育館において、降雨時に天井トップライト付近から雨漏りがあり、床にバケツを置いている状態で、選手にとって大変危険であり、かつ建物にも大変悪い。また、2階ランニング通路の柱の付近、床部分に近いところに漏水が見られ床材が剥がれています。特に東側の柱の付近が多いです。そのほかにも、窓下腰壁にも漏水があり、ペンキの剥がれやモルタルの浮きが数多く見られます。

畔上監査委員も再三にわたり指摘されているように、経年劣化による老朽化が進んでおり、具体的に専門家の調査とメンテナンスが防災上も鑑みて必要と思われるが、計画はいつになるかお答えください。特に、天井よりの雨漏りは修復がいつ取りかかれるかお答えください。

○議長（大島孝司君） 池田教育次長。

〔教育次長 池田清人君登壇〕

○教育次長（池田清人君） おはようございます。

福島議員の完成建物その後の瑕疵並びにメンテナンスの状況はということで3点のご質問がございました。私のほうで答弁させていただきたいと思います。

最初に、町営グラウンドの公衆トイレにつきましては、以前より男女共用であるなど不便

であるとお声を多くの町民の皆様からいただいております、今春竣工をいたしました。

今回新築したトイレは、男子トイレ、女子トイレとは別に多目的トイレを新設し、車椅子の方でもご利用いただけるスペースを設置いたしました。これは町内を訪れる観光客の皆様にも気軽にご利用いただけるようにしたものでありますが、議員ご指摘のとおり、この多目的トイレについて、車椅子でも駐車場からそのままトイレに行けるよう、限られた面積の中で道路面との高低差をなくすバリアフリー化をしたことにより、水路で排水し切れなかった雨水が多目的トイレに流れ込んでしまう事例が発生したものであります。

この状況につきましては、職員のほうで計4回現場を確認いたしました。町の対応としましては、事例を最初に確認した当日に、設計監理業者、それから施工業者を現地にお呼びしまして、現地確認をした上で対応策を協議させていただいております。

その対応策としましては、多目的トイレ内の床面を現在の高さより5センチかさ上げすることにより、雨水の流入を防ぐという結論に達したものであります。当然この対策を実施するには、土木工事やトイレ器具そのものを5センチかさ上げするため改修しなければなりません、業者の責任施工により実施いたしますので、町からの支出はない予定であります。契約に基づきます瑕疵担保に基づくものであります。

工事期日につきましては現在業者と調整中ではありますが、9月中には改修工事を終わらせる予定であります。

公共施設は大勢の方が長年にわたり使用するものであり、安心・安全にご利用いただけるよう、不備を発見した際は早急に対応し、万一の事故がないよう心がけていく所存でございます。

次に、町営グラウンドの雨による土砂の流出についてですが、平成25年4月に町営グラウンド内野部分に整地工事を行いまして、その際に黒土を約3センチ盛り土させていただきました。転圧を十分に行い、土の流出を防ぐようにしておりましたが、近年の短時間で大量に降るゲリラ豪雨の際には、雨水とともに黒土が流れ出てしまっておる状況でございます。

対策としましては、グラウンドの地下浸透能力の向上をさせることが想定されますが、これは大規模な工事となり、多大な費用がかかることが予想されるわけであり、町体育施設等についても建築から年数がたっているものが多く、老朽化により修繕を必要とする施設がほかにも多数あるため、今後、緊急性を鑑みながら各施設の修繕計画を立てまして、改修を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、2番目のエンゼルランドセンターの駐車場の雨水排水対策ですが、外構設備

工事とあわせて、駐車場の北西側に約74立米の雨水浸透ますを設置いたしました。これは幅3.8メートルで長さが16メートル、深さが1.2メートルほどの浸透ますでございますが、駐車場の路面排水と施設の屋根からの排水を流入させ、敷地内で処理する構造をとっております。屋根の排水につきましては、といを通して配管でそのますにつなぎ込んでおります。

降雨の強度による設計計算上では妥当な流量規模の浸透槽を設置したと考えておりますが、前にも述べたとおり、近年のゲリラ的な降雨状況や短時間で多量の雨水が浸透槽の流入口に流達してしまいまして、道路に雨水が流出してしまうという事態が生じております。

駐車場の北側の道路は、路面排水を受ける側溝や集水ますなどがなく、今回の駐車場としての整備をする前から道路に雨水が集まりやすい状況にあることから、建設管理担当部署と私どものほうで排水対策について検討を重ねさせてきております。北側のエンゼルランドセンターとの境のところの道路を横断する水路改修によりまして、ある程度の対応はできるものと考えられます。今後、浸透ますへの流入口とその水路の改修改善について早急に対応を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

今回、エンゼルランドセンターの外構整備工事では、東側から施設入り口までの利用者の歩行動線や安全を確保するためのカラー舗装、それから縁石を設置し、解放感にあふれる景観を大切にするとともに、駐車場北側道路は今後の道路の拡幅や附帯建造物の設置に対応できるように、植樹帯の縁石設置までしたところでございます。

子育て中の世帯や地域住民の皆さんが施設を安全・安心に利用できるよう、また、周囲の皆様にも喜んでいただける施設となるよう、これからも努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、3番目の総合体育館の関係でございますが、総合体育館は昭和58年に建設されて、以来32年が経過しております。町内の体育館は、総合体育館に限らず、農業トレーニングセンターは35年経過、北部体育館は33年経過、中学校の体育館においても21年経過となっており、施設・設備において老朽化が進み、大規模なメンテナンスが必要である施設が多く存在するわけであります。

これらの施設は、耐震診断は行い、必要な施設には耐震補強を行っておりますので、全ての施設に構造的な問題はございませんが、ご指摘のとおり、総合体育館については、屋根面のさび、外壁コンクリートのひび割れ、剥離などがあり、特に屋根面のさびは、このまま放置すると腐食あるいは孔食へとつながり、さらに防水機能の低下につながるものが懸念されるわけであります。

アリーナ上の雨漏りについては、2年前に設計業者と施工者と屋根の調査を行う際に、トプライトからの雨漏りについても応急的に穴埋めの修理をさせていただいたところですが、また新たに雨漏りする箇所が発生したものと思われます。早急な対応が必要であると考えております。

いずれにしましても、このような状況は建物の寿命にもつながることであり、屋根を中心とした全体の改修工事を行う緊急性は非常に高く、優先して対応する必要があるというふうと考えております。抜本的な改修工事とは別に、応急策としての対応もあわせて検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、本年度は北部体育館の屋根と外壁の塗装工事が終了させていただいております。これにより雨漏り等が改善されております。このほかの体育館につきましても、順次各施設の修繕計画を立て、改修を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（大島孝司君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） 先ほどの町営グラウンドのトイレについてなんですが、最近まで「使用禁止」という張り紙がありまして、非常にこれは上から目線の対応の文言だと思います。きょう行ってみましたら「使用できません」という張り紙に変わっておりましたが、あれはどなたかに指摘されたのかどうか。ああいう上から目線というのはちょっと非常にまずいような気がするんですが、その辺についてまたお答えください。

それから、②のエンゼルランドの排水につきましては、明らかに位置が違っていると思います。雨が降っているときによく見ていただいて、どこが違うのか確認していただければ、ゲリラ豪雨のお話を今されていますが、普通の10ミリ、20ミリの雨でも完全に位置が違っておりますので、浸透ますの74立米というのは地下に入っているものですから、これは計算すれば十分できるんですが、集まってくるところのますの位置が違っていると全く話が違うんで、よくその辺を対応していただきたいと思っております。

それから、①から③において、重大な設計ミス、重大な施工ミスという判断を私はしたんですが、発注者として、先ほどの速やかに適切な処理や対応の指導という文言は、恐らく契約書の中の設計図書にもあると思いますが、何かためらいがあって遠慮されているのかどうか、やはり私らみたいな指摘しないとこういう答弁が出てこないというのは、何かためらいや遠慮が設計者とか施工業者に対してあるのかお答えください。

○議長（大島孝司君） 池田教育次長。

○教育次長（池田清人君） 最初の町営グラウンドの張り紙につきましては、大変配慮に欠けたものと思われま。申しわけなく思います。

男女のトイレは使えるもので、どうしても水があって使用ができないということで、そのように対応させていただいたわけですけれども、対応が悪かったものというふうに反省をさせていただきたいと思。います。

それから、エンゼルランドセンターの排水でござ。いますけれども、雨の際に何度か確認をさせていただ。いております。設計の中に問題もあ。ろうかというふうに考えております。こちらのほうも先ほどの瑕疵責任が負。えるかどうかは、これからなんですけれども業者のほうに相談をさせていただ。いて、今後、流入口をふやすなり広げるなりの、また、流水の流れを入り口のほうへ持。っていく、何らかの対応を今後させていただ。きたいというふうに現在考えてお。るところであります。

それから、設計のミスについてですけれども、十分に設計業者と協議する中で、そういったふ。ぐあいが生じないように私どもも話を進めさせていただ。いてくるわけですけれども、どうしても、完成後、このような設計のミスではないかと思。われる事態が発生いた。します。

それに関。しましては、設計事務所に何のためらいとい。いますか遠慮もなく私どもは意見をさせていただ。いて、改善策なりを検討させていただ。いております。そのことによりまして、幾つか改善をさせていただ。いたり、補修をさせていただ。いた事例もあ。ります。

そういった面で、設計者の予測できないミスでもあ。ろうかというところもあるわけですけれども、こちらとすれば、施主としましてそこの責任は十分果たしてま。いりたいというふう。にこれからも考えておりますので、よろしくお。願。いいた。します。

○議長（大島孝司君） 以上で福島浩洋議員の質問を終。結いた。します。

◇ 川 上 健 一 君

○議長（大島孝司君） 続。いて、5番、川上健一議員。

〔5番 川上健一君登壇〕

○5番（川上健一君） それでは、通告に基づ。きまして2件の質問をさ。せていただきます。

1件目ですが、雁田配水池更新事業についてとい。うこと。であります。

先ごろ、建設水道課から雁田配水池更新事業募集要項について議会に説明がありました。この事業は、配水池の耐震化を目的とするもので、小布施町が全面的に飲用水を地下水に依存している現状を考えれば、耐震化に向けて、この事業を早急に進めるべきと考えます。

今回、この事業については、設計・施工一括発注方式、デザインビルド方式と言われるものであるようですが、により発注されるということで、既に先月8月26日から9月2日までの間に企画書の提出の受け付けがなされ、幾つかの事業者から企画書の提出がされたものと思われま

す。審査については、本事業候補者の決定につき、公平性を図るため、小布施町雁田配水池更新事業に係る事業者選定審査委員会を設置し行うとしており、9月中旬以降に第1回目の会議が開催され、審査委員の構成や具体的な今後の予定等について説明があるものと考えます。

今回、その審査委員に総産の委員長の立場ということで委嘱をいただきました。一般質問の通告書の提出をした直後の委嘱で、質問内容が雁田配水池更新事業そのものについてでありましたので若干戸惑いもありましたが、立場もありますので委嘱をお受けしたところであります。そのような経緯については若干ご理解をいただければと思っております。

また、審査に当たっては、審査委員として公平な立場で慎重に当たらなければならないと考えておりますが、9月中には事業者による企画提案書のプレゼンテーションが行われ、事業者の決定がなされる予定となっております。

また、町は並行して9月下旬より町内9カ所で町政懇談会を開催し、町民の意見をいただくこととしているとのことであり、住民、町民の声が十分に本事業に反映されるよう期待をしております。

また、募集要項の中に留意事項として、「開かれた水道施設」をテーマに、町民に対して大切な水を貯留する給水拠点として、見学が可能なランドマーク的施設としての位置づけに配慮したデザインとすることとしており、町民の皆さん、とりわけ子供たちに、小布施町の水が地下水をくみ上げ、配水池から各家庭に送水していることを学ぶことのできる施設が併設されれば、とてもよい施設になるのではと考えております。

そこで、1つ目ですが、今回、一般競争入札でなく設計・施工一括発注方式にしたのはなぜか。

2つ目として、ランドマーク的施設としての位置づけに配慮したデザインとはどのようなものなのか。

3つ目として、町政懇談会等で町民から意見をいただくこととなりますが、配水施設その

ものの設計変更はないものと考えますが、付随するランドマーク的施設については、町民の意見を反映する考えはあるのかどうか。

4つ目として、小布施町の水は地下水をくみ上げ各家庭に送水されている、その一連のシステムを模型のようなもので子供たちが学ぶことのできる施設を考えているかどうか。

以上ですが、お願いいたします。

○議長（大島孝司君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さんおはようございます。

きのうに引き続いて、傍聴のお客様にはお礼申し上げます。ありがとうございます。

ただいまの川上議員の雁田配水池更新事業についての質問にお答え申し上げます。

小布施町の上水道は、ご案内のとおり町内4カ所の深井戸から地下水をくみ上げ、高区、中区、低区配水池3カ所から各戸へ配水をさせていただいております。古い配水池は昭和3年の建設で、新しい配水池でも昭和62年建設の施設であります。

平成7年1月発生の阪神・淡路大震災、平成16年10月発生の新潟県中越地震、平成23年3月には東日本大震災が発生しており、災害時にも安全で安定した水道水を供給できるよう、まずは配水池の耐震化が必要であります。また、配水池の耐震化だけでは配水池の耐用年数を延ばすことはできないため、建設年次の古い配水池については、耐震化とあわせて配水池の更新も必要になってきております。

懸案でありました既存の配水池の耐震診断を実施いたしました。耐用年数の過ぎた配水池を除いて、現状での使用上の問題はありますが、今後、耐用年数まで使用するには、コンクリートの防食、中性化対策が必要との診断結果をいただいております。

このような診断結果を踏まえ、配水池の耐震化とあわせ、3カ所に配置されている配水池を低区配水池のある町営水上団地南側の1カ所に集約をし、一元管理ができる施設としての更新をずっと検討してまいったところでございます。

昨年、厚生労働省の水道水源開発等施設整備費国庫補助金、大変長い名前でございますけれども、この補助金の基幹水道構造物の耐震化事業の補助対策施設として国の支援を受けられる見込みになったこと、また、水道事業会計において、施設更新の財源とするために長い間積み立てをさせてきております建設改良積立金も、本議会でご審議をお願いしております剰余金処分後には4億9,000万円となることから、平成28年度の事業化に向け、小布施町雁田配水池更新事業プロポーザルにより事業者の募集を行っております。

今後、これから開催いたします町政懇談会で町民の皆さんからご意見を伺い、審査委員会で事業者を選定することで現在事業を進めさせていただいておるところでございます。

1点目のご質問でございます。一般競争入札ではなく、設計・施工一括発注方式、デザインビルド方式というふうな名称ございますが、そういうルール、形にしたのはなぜかというご質問でございます。

従来、配水池等の耐震化更新事業は、実施設計を水道事業を専門とするコンサルタント、いわゆる設計会社を指名競争入札で決めてまいりました。工事の発注は、コンサルタントの作成した設計書に基づいて工事の積算を行い、指名競争入札で施工業者の方を決定するという方式がとられてまいりました。

しかしながら、水道事業は非常に専門的要素が高く、コンサルタント独自で水道設計の設計を行うことはなかなかできません。専門工事業者の方やメーカーなどの専門知識をかりながら設計が行われているのが一般的であります。

今回の設計・施工一括発注方式は、名称のとおり、設計と施工を合わせて一括発注するものであり、受注者が、受注者というのは工事を行う人ですが、有する経験、新技術はもとより、過去の施工実績に基づく維持管理のノウハウを活用すること、つまり、コンサルタントあるいは設計者などの中間業を排することにより、コスト削減、工期短縮が図られる。また、責任の所在が明確になり、設計内容の熟知による高精度、また高品質が期待でき、維持管理が容易に適切に行うことができるという期待、こういうことができることからこの方式を採用するものであります。

ただいまご説明したとおり、メーカーや専門施工業者の方も従来はコンサルタントへの設計協力が大半でありましたけれども、今申し上げたような事由により、自社の経験と技術力が直接発揮できるプロポーザル方式が全国的にもふえてきており、事業者ごとの独自性と小布施町の上水道にふさわしい提案が見込まれることから、今回、設計・施工一括発注方式を採用することにいたしました。

2つ目、ランドマーク的施設としての位置づけに配慮したデザイン、どのようなものかというご質問でございます。

ランドマーク的施設としての位置づけに配慮したデザインとはどのようなものになるかということでございますが、配水池の建設予定地は、先ほど申し上げましたとおり町営水上団地南側の第2浄水場に隣接する雁田山の麓で、現在の高区、中区、低区の3つの配水池を集約するという計画しており、高区、中区配水池は高架式になり、町内の各所から散見

される施設になると思います。現在のNTTドコモのアンテナよりも高い施設になると予想しており、天気がいいときは高速道路からも見える配水池になると考えております。

住民の皆さんの命の源である新しい水道の配水池が、まちづくりのシンボリックなものになるように考えており、周辺地域の景観に調和のとれた、町民の皆さんから愛されるデザインを採用していきたいと考えております。

3つ目のご質問、町政懇談会における町民の皆さんからのご意見、これをどうするかというところでございます。

3点目のお答えになりますけれども、町民の皆さんの意見反映についての考えであります。工事事業者の選定に当たりましては、今月末から開催されます町政懇談会におきまして、新しい配水池について町民の皆さんからご意見をいただき、そのご意見をよく反映させる形で、先ほどご質問ありましたけれども、議員初め町民の代表者の皆さん、学識経験者などの皆さんによって構成する事業者選定審査委員会の審査の中で十分にご反映をいただき、企画提案内容等を総合的にご審査をいただき、施設及び事業者を選定してまいりたいと考えております。

4つ目の質問でございます。子供たちが学ぶことのできる施設になるかというご質問でございます。

当初、今回の新しい施設の周辺をある程度公園化をして、周辺住民の皆さんや小布施町の町民の皆さん、あるいは子供さんたちの憩いの場としての活用なども検討させていただきましたが、予算的になかなか厳しいところがございます、これは断念をいたしました。

しかし、水道について気軽に学ぶことができるような施設とするため、従来は水道水の安全確保のため水道施設への立ち入りを制限してまいりました。先ほど、使用禁止と、こういう言葉を使っちゃいかんということがございましたが、立入禁止みたいなことでもございました。

しかしながら、新しい配水池では安全に十分に配慮をしながらも、人が立ち入っていただく、皆さんが立ち入っていただくことの制限を限りなく少なくしてまいりたいというふうに考えております。また、施設内にもお子さんたちがわかりやすく学ぶことができ、興味を持っていただけるよう、ボタン操作などにより各水源から取水された地下水がどのような経路で各ご家庭に配水されていくか、また、給水した地下水量や配水池の貯水量、機械の稼働状況なども、新しい施設の紹介とあわせて学習できるような設備の設置は考えてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問にお答えを申し上げます。

○議長（大島孝司君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） ただいま町長のほうからご答弁いただきまして、大変細かく丁寧に答弁をいただきました。

この配水池の更新に当たって、ランドマーク的な施設ということで、この設計に当たっては設計・施工一括発注方式で進めるということでもあります。

そのような方式をとったことについて、ただいま大変詳しく説明をいただいたわけでありまして、十分理解できるところであります。コスト削減、工期の短縮等、また、施工者のいわゆる維持管理、さまざまなノウハウを持った事業者によって進めていただくということが大変メリットがあるというようなことで、そのように進められることがいいのではないかと、こんなふうに思っております。

ただ、一般的に我々思っているところは、指名競争入札の場合では低コストでというのが大体我々の認識となっているところだと思うんですが、この方式でやった場合に、競争入札と比較して低価格でこの提案がされるものかどうかというところがちょっと疑問点もありますが、比較して高単価で提案がされた場合に、予定価格より高かった場合にはどのようにされるのかというようなところ、それから、2つ目としましては、高区、中区の配水池の関係ですが、高架式になるということで、私もちょっと勘違いをしておりましたけれども、高架式の施設そのものが付随されたものかと思っておりましたが、これそのものが重要なものであるということですかね。その辺のところをご説明いただきたいと思います。

それから、3つ目ですが、施設の周辺を公園化し、周辺住民や子供たちの憩いの場としたいと当初は考えていたということなんですが、私の4つ目の質問の中では、この施設内で町の水道設備というのはこのようになっているんだと、そういったことが学べる施設にできればというようなことで考えましたけれども、学ぶだけではやっぱりちょっとおもしろくないなど。こちらのほうへ来て、やはり少し遊べる空間が欲しいなというところもあるんですが、その辺について、まだ今後余地があるのかどうか、その辺のお答えもいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（大島孝司君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 川上議員の再質問についてお答え申し上げます。

コスト削減を図るというのも、一つの今回の方式の採用に至った経緯というふうに申し上げ

げました。設計の方やコンサルタントの方、いわゆる中間を排することによってそれを狙っているわけではありますが、それでも高くなった場合にはどうするんだというご質問でしたが、あくまで、全ての事業はそうでございますが、新たに起債を起こしてということを考えておりませんので、この範囲内でやっていただけるということを考えております。

それから、2つ目の高架式というのは、これはやはり文字どおりタワー的なものができるということでもあります。ですから、それが周辺景観にそぐうかどうかというのは非常に重要な要素だろうというふうに思います。

それから、3つ目なんですけれども、限りなく人が入っていただくのを制限しないということ、親しみの持てる場所ということで、現在においては公園化とかそういうことはもちろん断念をしたわけでございますが、将来にわたっては、きちんと草取りとか整備をして、遊んでいただけるようなことにしておいて、将来にわたっては、またそういうご要望とか町民の皆さんのお話があれば考えていけるような可能性を残した配水池にしていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（大島孝司君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） それでは、2つ目の質問に入りたいと思います。

東部地区と北部地区に農産物直売所をとということですが、町内に農産物の直売所は幾つかあり、西部地区にはハイウエーパーキング内のおぶせ物語とお百SHOP、雁田、松村、中条地区には6次産業センター、上町、東町地区には栗どっこ市と各地区にあります。東部地区といえますか都住地区、六川、中子塚、矢島、清水、そして北部地区、押羽、羽場、北岡には農産物直売所がないのが現状であります。

農家にとって、自分たちが一生懸命育てた農産物を顔の見える形で販売できる施設が身近にあるとまことに便利で、農家のやる気にも結びつくものと思います。

昨年11月会議での富岡議員の都住駅周辺の整備についての一般質問に対し、東部地区活性化に都住駅を起点とする大変よい意見をいただいたというように答弁を町長はされたように記憶しております。

都住駅周辺の整備に合わせ直売所が設置されることになれば、都住地区（六・中・矢・水）の農家の皆さんにとって、とりわけ野菜農家、もちろん果樹農家にとりましても大変ありがたい施設となり、日々の農作業に力が入るものと思いますし、収入増に大きな期待を寄せるところであります。北部地区についても、直売所ができれば同様の効果が期待できると思います。場所としては、フラワーセンター、あるいは第2フルーツセンターの敷地内がよ

いのではないかと考えます。

そこで、1つ目として、東部地区、北部地区活性化に向け直売所の設置等の考えはありますか。

2つ目として、直売所併設で農家レストラン等の設置はどうか。

3つ目として、直売所、農家レストラン以外で何か考えがありましたらお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大島孝司君） 竹内産業振興課長。

〔産業振興課長 竹内節夫君登壇〕

○産業振興課長（竹内節夫君） それでは、ただいまのご質問にご答弁申し上げさせていただきます。

東部地区と申しますか都住地区、それから北部地区活性化に向けた直売所、それから、農家レストランあるいはそれ以外の施設ということで、一つその地域の農業・農村活性化のための施設整備の考え方ということだと思います。まとめてご答弁させていただきます。

まず、都住地区及び北部地区活性化に向けた拠点としては、これは議員からもご指摘ありましたが、北部のフラワーセンターがその一つの候補になると思います。現在、フラワーセンターにつきましては、現行の花苗育苗施設から、行く行くは都市農村交流拠点施設としても、滞在も可能な施設とすることで、より多くの皆さんにご利用いただける施設化を目指しています。このことはこれまでの議会でもご説明申し上げてきたとおりでございます。

これまで県を通じて協議を重ねる中で、なかなか国の認可といったところにたどり着かなかったわけなんです、このためちょっと年月を費やしているんですけども、現在、県を通じまして国との協議に入っておりまして、年度内には認可の方向がいただけるのではないかと推察しております。

直売所や農家レストラン、あるいはそれ以外の施設ということでもありますけれども、地域の魅力を前面に出すことによる地域農業の活性化、これは必要なことでありまして、町でもこうした農家さんの取り組みに関しては、これは積極的にご支援申し上げたいと考えております。

あわせて、都住駅周辺整備に合わせた開発という提案につきまして、昨年11月会議の際に、駅としての機能不足も含めて、周辺一帯の計画的な整備の考えはというご指摘に対しまして、地域活性化という部分も含め、ありがたい示唆をいただいたとご答弁申し上げます。

これからの都住駅周辺整備計画、これをデザインするときに、今回ご提案いただいた施設なども含めた検討、これは行うことになろうかと思えます。今後の周辺整備に係るヒントとしまして活用させていただきたいと思っております。

以上のように、現時点で具体的な案は持ち合わせませんが、今後、実際に行う場合には、誰が、どこで、どのように行うかなど、地域農業の活性化に向けた明確な目標設定、あるいは誰が運営するかという母体の構築なども求められてまいります。こうしたそれ以外の課題も含めまして、きちんと課題整理・解決をしながら実現に向けた方策を探ってまいりたいというふうに今時点では考えてございます。

以上です。

○議長（大島孝司君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） ただいま答弁いただきましたが、具体的にまだ案は持ち合わせていないというようなことで、しかしながら、フラワーセンターについては、現在、施設用途変更に向けて年度内に認可が出るというようなお話でした。

このフラワーセンターの用途変更については、どのような内容で現在進められているのか。そこには直売所とかそういった関係ではなくて、違う用途方法でしょうか。できれば、そこに今私が質問させていただき直売所の関係も盛り込んでいただければと、こんなふうに思います。

それから、都住駅周辺についてのグランドデザイン策定というようなことで、今回申し上げました点も案として取り入れるということですが、このグランドデザイン、どのように進めていくのか、いつごろまでというようなところもお答えいただければと思いますが、お願いしたいと思います。

○議長（大島孝司君） 竹内産業振興課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） まず、1点目のフラワーセンターの用途変更という部分でございますけれども、現在、この協議に関しましては、前々から申し上げましたとおり、都会から見える方がそこに滞在をして、それでこの小布施町の農業・農村といいますか、そういったものにじかに触れ合える機能を有した施設ということで考えております。

ですので、当然そこで必要によっては飲食の提供といったものも生じてくるということから、農家レストランという表現が適当かどうかというのは別としまして、町内の農産物を使った食事の提供というものは現在予定はしてございます。ただ、そこに直売所というものについては、今時点ではその機能の中には含めておりませんが、これはそういったこと

でその機能が充実してくると、それから、やはり直売所となりますと、目的を持って見えるお客様以外に、直売といいますか農産物を求めてお客様にも来ていただく必要といったものが非常に大きくなってくるかと思えます。

そういったことから、では、そのところで今現在予定しておる機能にその直売機能が果たして加わるかどうかといったことも含めて、これは今後の検討になってこようかなというふうに思っております。

それから、都住駅のグランドデザイン、これをいつどのようにということでもありますけれども、先ほども申し上げさせていただきましたが、当初ご指摘いただいた都住駅の修繕といえますか、そういったことに関しましては、駅としての機能不足といえますか、町の玄関口でありながら、くつろぐ場所であるとか、トイレが古いであるとか、送迎用の駐車施設もないという、どちらかというところとインフラ整備についてのご質問といえますか指摘でございました。それについて、ただいま川上議員からご指摘いただいたようなことも含めて、一つのありがたい示唆をいただいたというふうにご答弁申し上げます。

ですので、インフラ整備がまず先なのか、あるいはそれ以外の機能も含めてこれをデザインしていくのかということも、まだちょっと検討課題にのっておりません。今後、現在進めます町の基本構想計画、そういったところで住民の皆さんのご意見をいただきながら進めていくことになるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大島孝司君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） 都住駅周辺のインフラ整備ということで、昨年11月の富岡議員の質問に、内容とすれば、駅そのものの整備、それから、そこにつながる道路の関係とか、そういった周辺整備を富岡議員は求めていたものと思えますし、町長もその辺について整備をするのは今後に向けていいのではないかとお考えになったと思えます。

そこに、駅に直接直売所というふうには私も考えませんし、人の流れからしてそのような方向はまずないだろうと思えますし、考えとしては、直売所をつくるとすれば、くだもの街道あたりになるのかなと思えますが、連携して、都住駅方向からの流れを期待しながら、そちらのくだもの街道の流れが重要になってくるだろうと思えます。

そういったところまでを考えて、総合的に考えていただきたいということで申し上げますが、その中にももちろん直売所をつくるということには、そういった直売所に直接ということがなかなかないかなと思えます。そういったことから、やはり農家レスト

ランのようなものが本来はメインになっていて、そこに直売所というようなことが自然かと思いますが、そういったことの方角性というものを考えていただけるかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（大島孝司君） 竹内産業振興課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） ありがとうございます。ただいまご指摘と申しますか、ご提案いただいたものというふうに捉えております。

それで、一つその都住駅周辺という考え方、これは都住地区というくくりの中でご指摘をいただいているのかなというふうにも捉えますけれども、ただいま議員からご指摘と申しますかご提案いただいた部分につきましては、これはやはり農業振興というところでもきちんと捉える必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

そういう意味で、ただいまくだもの街道という一つ具体的な案をいただいたわけなんですけれども、では、そこでどういったものができて、それから、前段申し上げたとおり、誰がどのようにやるかというところ、やはりこれが非常に重要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

そういったことも含めて、今後、地域農業の活性化に向けて、果たしてどのような施設がどこに必要かというところで、これは農業振興という部分でもきちんと捉えさせていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（大島孝司君） 以上で川上健一議員の質問を終結いたします。

◇ 小 林 正 子 君

○議長（大島孝司君） 続いて、13番、小林正子議員。

〔13番 小林正子君登壇〕

○13番（小林正子君） 通告に基づいて3点質問してまいります。

まず1点目、小布施町高齢者福祉計画について質問いたします。

第6期介護保険事業計画が策定されたと思いますが、今までとどう介護サービスの内容の変化があるのか。3月会議で介護保険料が引き上げられ、町民の負担が増したわけですが、これに見合う受給ができる介護サービスはどうか問題です。

国の介護福祉の政策の動向を見ますと、高齢化が進んで介護保険利用者が増加するのは予

想されて当然の状況であるにもかかわらず、想定外であるかのように描き出して、保険料は増額、介護保険サービスは抑制の方針を一貫してとり続けています。これは介護保険だけではありません。医療を初め、年金も含めて社会保障制度全般にわたって、国民負担の増加と社会保障費の削減が基本政策となっています。

安倍首相は、今の国会に提出の安保法制、つまるところ戦争法案の説明で、国民の命と暮らしを守るために必要だと何度も繰り返しています。これはとんでもないすりかえです。国民の命と暮らしを守るために必要なのは、海外に自衛隊を送り出して武力を使ってアメリカの役に立つことではありません。社会保障を充実させ、今現に生きている、そしてこれから育ち生きていく国民が安心して生活していける社会保障の充実こそが、政府がやるべき国民の命と暮らしを守るための政策ではないでしょうか。

私と同年代の方、元気な70代、80代の方たちは、いろいろとボランティア活動に参加したり、ご近所や周りの高齢者の手助けをしたりと社会的な活動に参加していらっしゃいますが、その方たちから、私たちが助けを求めなければならなくなったときに、同じように介護保険制度で助けてもらえるのかどうかとても心配との声をお聞きます。

私は、かねがね介護保険制度の政府によるサービスの後退と削減に反対し、町としても町民の健康と福祉を守る立場から反対の意見具申を求めてまいりましたが、町はそうした国に対する意見具申を一切行ってきませんでした。ただ、その際、国の制度が変わっても町は介護サービスの質を落とさないと言っていたことをしっかり確認してきています。

そこで、具体的に質問します。

まず、第6期介護保険事業計画は平成27年度から、今年度から29年度の3カ年計画ですが、この期間中にどのような変化があるのかということです。

一番心配されるのは、要支援1と要支援2に認定された人たちのデイサービスなどへの通所サービス、ヘルパーの訪問介護はどうなるのかということです。要支援1・2の方たちの通所型サービス、訪問型サービスは、介護保険制度の給付から外され、新しい介護予防日常生活支援総合事業、つまり地域支援事業に移行されるとされていますが、小布施町では要支援の方たちへの介護サービスをどのように進めているかお答えください。

まず、通所型サービスはどうなってきますか。通所できなくなった方はおられますか。その方たちはどんなサービスを提供していきますか、答弁ください。

また、訪問型サービスはどうなってきますか。ヘルパーの訪問介護を受けられなくなった方はいらっしゃいますか。その方たちに対して、かわりになるどんなサービスを提供してい

きますか。それぞれに従来のサービスより低下していないサービスが保障されていますか。答弁ください。

また、サービスを利用したときの利用料はどうなっているかご答弁ください。

これまでは基本的に1割であった介護保険サービス利用料の利用者本人の負担割合が、一定以上の所得のある利用者に対しては2割負担に引き上げるとされていますが、小布施町はどのようにするのでしょうか。一定以上の所得とはどの程度の所得の人からか答弁ください。また、これまで所得の低い方への利用料は、1割自己負担のところを5%自己負担ということにして自己負担に補助が行われてきましたが、この利用料への補助は今後も継続すべきと思いますが、これについても答弁ください。

3番目として、介護保険3施設、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設を利用する場合に、低所得の方の介護施設利用者に対する食費、居住費の負担軽減のための補助、補足給付の適用要件について、政府は資産要件等を追加して負担軽減を受けることの要件を厳しくするとされていますが、小布施町ではどのようにしているのか答弁ください。

○議長（大島孝司君） 八代健康福祉課長。

〔健康福祉課長 八代良一君登壇〕

○健康福祉課長（八代良一君） 小林議員の小布施町高齢者福祉計画について答弁を申し上げます。

まず、1点目の要支援の判定を受けた方の通所型サービスと訪問型サービス、これがどんなふうに変わっていくのかということですが、議員も質問の中でおっしゃっていましたが、国において、地域における医療・介護の総合的な確保を図るための改革が行われて、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を、地域包括ケアシステムの構築を柱に、医療法と介護保険法が昨年度から順次改正され施行されてきております。

これは低所得者を初めとする国民の介護保険の保険料に係る負担の増大の抑制を図るとともに、介護サービスの適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図ることを目的に行われるものということになっております。

その中の一つとしまして、先ほどの介護保険サービスの要支援1・2の人が利用している訪問介護と通所介護が介護保険の給付の対象から外れまして、地域支援事業へと移行されることになりました。そのため、これまで地域支援事業の介護予防事業が各市町村の実情に応じまして、NPOやボランティア等、住民が主体となって参画し、多様なサービスを充実させ、新しい総合事業として要支援者を支えていくということになります。

要支援者の訪問と通所介護事業の地域支援事業への移行は平成29年度末ということですので、先ほどご質問にありました介護利用ができなくなったという方は今のところ、30年3月末までは今の状況で施設の利用なりができるということですのでございます。また、その1年前の29年の4月からは新しい総合事業が実施されていなければならないというようなスケジュールでございます。

町としては、まず、現在社協ですとかしなのぐらしに委託して実施をしておりますいきいきサロンを介護予防のためのいきいきデイサービスとしての充実とあわせ、要支援者を受け入れることができる環境整備等を平成28年度中に行いたいというふうに考えております。

さらに、既存の介護事業所も含め、町内のNPOや民間事業者、老人クラブやボランティア団体、各自治会で行われておりますお茶のみサロン等の皆さんに参画していただきまして、今年度中に協議体を立ち上げまして、小布施町に必要な通所型及び訪問型のサービスを含めた地域の支え合いの体制づくりを検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の利用料についてということですが、高齢化の進行に伴いまして、介護保険サービスを利用する高齢者の方は年々ふえておりまして、厚生労働省によりますと、2014年度の介護保険の総費用は、制度開始年度2000年度ですが、の3倍の約10兆円となり、利用料の負担増について、膨らみ続けるサービス費を賄う目的で昨年6月の法改正で決定されたというところでございます。

この利用者負担につきましては、これまで所得にかかわらず一律にサービスの1割としていましたが、団塊の世代が75歳以上となる2025年度以降にも持続可能な制度とするために、65歳以上の方のうち一定以上の所得がある方にはサービス費の2割を8月からご負担いただくことになりました。自己負担割合の引き上げは、介護保険制度が2000年度に始まって以来初めてということでございます。

2割負担になるのは、原則、前年の合計所得金額が160万円以上の方、年金収入のみの場合だと年収280万円以上の方が該当になります。ただし、同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得の金額が単身で280万円未満、2人以上の世帯では346万円未満の場合には1割負担ということになります。7月時点で、町の要介護、要支援認定者490名ございますが、そのうち2割負担の対象者となった方は28名おいでになります。7月中旬に負担が1割あるいは2割かを示しました負担割合証をお送りしたところでございます。負担増により、必要なサービスの利用を控えることがないよう、今後、サービス利用者の状況を今まで以上に把握をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、3点目の介護保険3施設の食費、部屋代の負担軽減の基準ということでございますが、介護保険3施設、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームですが、あと介護老人保健施設、介護療養型医療施設やショートステイを利用する方の食費、居住費の負担軽減については住民税非課税世帯の方が対象でしたが、在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性をさらに高めるため、8月から一定額以上の預貯金等の資産をお持ちの方等にはご自身でご負担いただくよう基準の見直しが行われました。負担軽減を受けられる方は、住民税非課税世帯で預貯金などの資産が単身者では1,000万円以下、夫婦で計2,000万円以下の方が対象となります。

なお、配偶者が住民税を課税されている場合は、世帯が分かれていますけれども対象外ということになります。

この軽減制度を利用するには事前の申請が必要でありまして、貯金通帳等の資産がわかる書類の添付や金融機関への照会についても同意書をいただいております。大変手続が煩わしくなっておりますが、ご理解をお願いをしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

すみません、利用負担軽減のことにつきましては福祉基金のほうでやっておりますので、それは継続していきたいというふうに考えております。

○議長（大島孝司君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） ただいま答弁いただきましたけれども、再質問させていただきます。

まず最初に、要支援の方の通所サービス、訪問サービスにつきましてですが、今、通所のほうでは29年4月から始めていくというようなことで、いきいきデイサービスということで、いきいきサロンのようなところをこれから考えていくというようなご答弁でしたけれども、それも町内NPO、ボランティア団体と協議体を立ち上げていく。それが今年度の9月中旬に立ち上げていくということですが、その準備というのは今どのように進んでいるのかということと、それから、ボランティア団体とか町内NPO団体への申し入れというのはきちんと行われているのかどうか、その辺のところでも再度、それはいきいきデイサービス、通所のほうですね。それで、そのほかに訪問介護というのがありますよね。訪問介護についてはどのような方法をとっていくのか。その辺についてもご答弁をお願いいたします。

それと、利用料についてですが、28名の方が小布施町では対象になっている。これは先月8月から対象者は2割ということになっていくと思うんですけれども、その辺の説明責任とかそういうものについてはどのようにされたのかという点でお願いします。

そして、年金でいくと28万円以上の方ということですが、28万円という数字の妥

当性というのか、その辺についてもお願いいたします。

それと、3番目の介護3施設の食費等の補足給付がこれからとれなくなるという点では、大変これは厳しい、配偶者の所得まで全部やっていくということで、世帯分離している配偶者に対しても行っていくということで、こういう点では、世帯分離していて自分の年金だけで生活している人にもこの調査が入っていくということに対しては、私はかなりきついのではないかというふうに思うんですけれども、その辺のところの考慮というのはどういうふうになっているのか答弁願いたいと思います。

○議長（大島孝司君） 八代健康福祉課長。

○健康福祉課長（八代良一君） 協議体のお話につきましては、年度内で今立ち上げの検討をしておりますので、答弁もそのようにしたつもりだったんですけれども、お願いいたします。

それから訪問介護、これからどうするのかということですが、先ほど申し上げましたが、29年度いっぱいは今までの介護保険事業が利用できるということになっております。できるだけ、地域の皆さん、ボランティアの皆さんですとか、そういった方のご協力を得ながら、それから、現在社協等でも訪問介護をしておりますけれども、場合によったらそういったところのお手伝いですとか、そういったことも総合支援事業の中で取り込んでまいりたいというふうに考えております。

それから、料金の28名の方、年金28万円ではなくて280万円ということ、年収でございまして、これはそういう基準ということで、こちらのほうから8月から2割負担になりますというようなご通知を申し上げてございます。お問い合わせも一、二件担当のほうにあったようですが、丁寧に説明をさせていただいて一応ご理解をいただいているというふうには考えております。

それから、3点目の3施設の食費ですとかそういったものの補助、厳しくなっているという、基準が変わりましたので今まで助成を受けられていた方が助成を受けられなくなるという方もいらっしゃいます。これは非課税世帯が原則ということですので、本年度課税世帯に変わればちょっと対象から外れてしまうんですけれども、今まで60名ぐらいの方がその制度を活用されておまして、その方々には一応ご通知を申し上げて、こういう制度に変わりますと、改めてちょっと煩わしくなるんですけれども申請して手続をまた継続してくださいというような説明とあわせて申し上げております。

現在のところ、全員ではございませんが、51名の方が今の制度の適用というような状況がございまして、制度そのものが変わったことにつきましては、担当のほうからもそういった説

明をさせていただいておりますし、それから、ケアマネジャーのほうからも制度の利用の方について説明のほうをしていただくようお願いしているところでございます。

○議長（大島孝司君） 280万円という数字の根拠と妥当性についての答弁が漏れておりましたので、お願いします。

○健康福祉課長（八代良一君） すみません。答弁漏れました。

根拠につきましては、これは国の基準ということですので、私どもで根拠を検討したということではございません。それから、妥当性につきましても、私どもでそれが妥当であるというような検討をしたということではありません。それが妥当であるかどうかと言われれば、一応国の基準であるので妥当なのではないかというふうには考えます。

○議長（大島孝司君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） まず、1点目の要支援の通所、訪問サービスについて、今までも私、このようになっていくので、こういうことは国のほうに上げるべきだという、反対の意見書具申をしてほしいということで何度も申し上げてきたんですが、その都度、小布施町は国の制度がどう変わろうとも小布施町の今までサービスをしていた内容は変わることはない、それ以上サービスを低下させることはないというふうに断じてこられたということがありますので、今お聞きしますと、どうも通所にしても、それから訪問にしても、とてもとても今までのサービスのようなわけにはいっていないんじゃないかというふうに思うんですね。

これからそういうふうに考えていくということ、体制を整えていくということなんですけれども、そういう点で、今、よその地域ではどんどんとNPOとかそういうところにも要請をして、これからおたくではどのようにしてもらえるかということをやってきて、一緒に会議を持ったりなんかしてやっているんですけども、小布施町はそういうことは今までもやられていないようなんですけども、そういう点で本当にそういうやる気があるのかどうかという点では私はとても心配なんですよね。そういう点で再度答弁をお願いします。

○議長（大島孝司君） 八代健康福祉課長。

○健康福祉課長（八代良一君） 再質問にお答えをいたします。

まず、国の制度がサービスの低下があっても小布施町のサービスは今までどおりというようなことでございますが、それも今申し上げましたように、いきいきサロンですとか、そういったデイに相当するサービスを提供できるように検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、要支援1・2という皆さん、比較的軽度の方が多いということで、議員おっし

やるように、NPOですとかボランティアの皆さんですとか、そういった皆さんのお力をおかりして、訪問介護等々のレベルの介護といたしますか事業といたしますか、そういったもののレベルの確保もしてまいりたいというところでございます。早急に町内のそういった関係の皆さんにお集まりいただきまして、きょうあすというわけにもいきませんが、早急にやりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大島孝司君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 2項目めに入ります。

町民の要望や願いにすぐ応えて、町内道路・歩道や町施設の保守点検と安全対策について質問します。

私は、町民の皆さんからの声を常に議会で取り上げて、その実現と実行を町に求め続けてまいりましたが、なかなか声がすぐに聞き届けられない、大変もどかしく感じております。

それは決して難しい問題ではなく、しかも町民ばかりでなく、町を訪れてくれる方々の安全にもかかわる切実な事柄であります。にもかかわらず対処がされていない、対処が遅い。町民の皆さんからは、栗の木歩道は一体いつになったら直すのか、つまずいて転んでけがでもしたらどうするのか。カーブミラーについても、交通事故が起こらなければ直さないのか、何でこんなことがすぐに改善できないのかと、町行政のやる気がないんじゃないかと私がかわってお叱りを受けているのは問題であります。

6月会議でも、栗の木歩道の完全廃止や通学路の安全対策、カーブミラーの改善など、町民の皆さんから寄せられた要望について、町として取り組むように質問しましたが改善の動きが見られません。

昨日、渡辺建次議員の質問に対する答弁で、大島地区の通学路のカラー舗装化を進めるとの答弁がありましたが、これにも予算とか地元をよく調査してからというような、それでは対処が遅過ぎます。

議会での一般質問のほかにも各自治会の地元からもあると思います。例えば、くだもの街道と岩松院線の交差するJAガソリンスタンドの信号機の横断歩道は、岩松院からの歩道が道路の南側についているのに、交差点の横断歩道は北側についている。歩道の延長上に横断歩道をつけかえてほしいと地元からも要望が再三にわたって出されていると思いますが、なぜ放置されているのか。どう考えても要望はもっともであり、しかも対処はやろうと思えばすぐにできる問題です。にもかかわらず対処されない。こうした町役場の対応に、町へ要望しても直してもらえないとやりきれない声を聞きます。

以下具体的にお聞きしますが、最初に、明確な対処をお願いしておきたいと思います。

町が管理する道路や駐車場、公園や水路、その他公共施設の保守点検や管理不十分による事故等が発生した場合、町の責任についてはどのように考えているのか。また、最近このような案件があったのかどうか。また、そういう案件があった場合にはどう対応しているか答弁ください。

2つ目として、私は、町民の皆さんからの切実な声を受けて、栗の木歩道についてたびたび全廃を求めてまいりました。町としては、栗の木歩道は修景ゾーンの一部以外は順次廃止するとの答弁をいただいておりますが、小布施駅前から旧郵便局まで、さらに403号沿いなど広範囲にわたり傷んで、仮補修のままの歩道が依然としてあります。最近、きのう、きょうと栗ガ丘小学校から小布施郵便局の間ところが、最近舗装を剥がして、栗木を剥がして舗装をされていますが、あれは仮舗装なのか、あれが本舗装なのかは理解しがたいんですけども、そのようなものがいつごろまでに、結果的に小布施町はいつごろまでにきちんとした舗装がされていくのかお願いしたいと思います。

それで、栗木歩道についてですけれども、栗木歩道に使われている栗の木ブロックは小布施産の栗材ではありません。小布施の栗のイメージに沿った一つのイメージ戦略として取り入れられたものと思いますが、外材の栗ブロックを使用し、しかもそれがすぐにぼろぼろになる。これは結果的には小布施栗を辱めているとさえ思われます。そしてお聞きします。いつまでに栗木歩道は廃止する計画があるのか答弁ください。また、栗の木歩道を残したい区間とはどの路線のどこか、ピンポイントでお答えください。栗の木ブロックを残す部分の安全対策はどのようにしていくのか答弁ください。

3つ目として、カーブミラーについては、春・秋の環境美化に合わせて点検や掃除をいただいているということで、地域の安協の皆さんのご苦勞を思うわけですが、点検の結果はどうであったか。改善の必要なカーブミラーは何カ所で何基であったか。それらはいつまでに改善するのか。安協の皆さんの点検による改善以外にも、例えば私が要望した駅前通りと403号丁字路のカーブミラー、また、クリトピア、松川、千両の5差路のカーブミラーなど、住民個人の皆さんなどからも改善の要望が寄せられていると思うが、それらについてはどう対処されたか答弁ください。

さらに、冒頭に要望したような横断歩道の位置などについても点検はなされているのでしょうか。横断歩道があっても、そのわずか先を横断する歩行者もよく見かけます。横断歩道を渡りましょうと言っても、その横断歩道が地域の人々の生活行動からは不合理なところに

設置されているは、そのかけ声は無視されてしまうのではないか。危険であったり不合理であったり不都合であったり、横断歩道についてもどのように考えているのか答弁ください。

4、町役場や桃源荘の外構床石のタイルや役場駐車場の排水溝のグレーチング等の修繕もなかなか進まず放置されています。タイルやグレーチングがはね返って、車を傷つけたり、人がけがをすることも心配されます。直ちに修繕することを求めますが、どのような対処を考えておられるかご答弁お願いします。

○議長（大島孝司君） 田中総務課長。

〔総務課長 田中助一君登壇〕

○総務課長（田中助一君） ただいまの小林正子議員の一般質問についてお答えを申し上げます。

一般質問の要旨からお答えを申し上げていきたいと思えます。

まず、町が責任を負う施設の保守点検、それから管理不十分の場合の事故等に対する町の責任についてでございます。

町が所有、あるいは使用管理する施設につきましては、消防施設あるいはエレベーター、施設の大きな機器・器具等につきましては、専門家に委託をいたしまして安全を確認していただいております。また、日ごろから職員が安全確認を心がけるなど、町民の皆さんにご迷惑をおかけしたり、危険が生じないようにしております。

道路歩道、道路の歩道です。道路ですとか歩道につきましては、職員がパトロールを行い点検をするほか、町民の皆さんのご協力を得て、危険箇所などの通報もお願いをしております。

体育施設でも、職員の点検はもちろんのこと、利用者の皆さんからの意見をお聞きして危険箇所の把握を行っております。

学校施設、福祉施設などにおきましても、管理する学校関係者、福祉施設関係者の皆さんと協力しながら点検を行っており、今後も管理不十分ということがないように努力、対応をしていきたいと考えております。

住民の皆さんからご連絡をいただいた際には、担当が現場を確認するようにしております。けがや事故につながるようなものについては早急に対応するようにしております。万が一事故が生じた場合、施設の瑕疵に起因する事故につきましては町の賠償責任というものが生じますもので、町の責任をはっきりさせた上で相手方にお支払いをするということとしております。

なお、町では全国町村会総合賠償保険に加入しておりまして、支払いについてはそちらの保険で対応しているところでございます。

万が一の事故につきましては、起こす前にやはり予防することが大切でございまして、町民の皆さんのご協力も得た中で、このような事態が起こらないように努めてまいりたいというふうに思っております。

栗の木歩道の廃止についてでございます。

栗の木歩道の廃止につきましては、6月会議で議員よりご質問がありましてお答えをしているところでございますが、町の景観事業発祥の地でもあります儻然楼周辺、町並み修景事業地内の栗の小径、それから国道403号沿いの中町南交差点から北斎館入り口の間の2カ所以外は廃止ということで決定をしております。

現在の栗の木歩道、これは国・県道ということでございますが、劣化した栗木とれんがブロックにより凹凸があるというような状況になっておりまして、行楽期を中心に点検をして穴埋めなどの対応をしてきておりますが、抜本的な改善には至っておらないというような実情であります。

いつまでにとご質問でありますが、現在残っている栗木歩道につきましては、国・県道に設置されました歩道でございまして、以前より、道路管理者であります須坂建設事務所に景観に配慮した素材での早期の打ちかえをお願いしているところでございますが、なかなか予算の関係から打ちかえができない、あるいはその打ちかえ区間が限られるというようなことがございまして、年数がかかってしまっているという状況であります。

歩道につきましては、歩行者が安全に歩ける空間であることが基本でございます。今後も引き続き、道路管理者である須坂建設事務所へ早期の打ちかえをお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

また、3点目のカーブミラーの点検でございますが、カーブミラーの点検につきましては、これも議員から6月会議で質問があり、480ほど設置されておりますカーブミラーの点検につきましては、春と秋の環境美化運動にあわせて、小布施町交通安全協会の各支部の皆さんをお願いをして実施をしております。

修繕や新設が必要なカーブミラーにつきましても連絡をいただいております、その都度現場を確認し対応してきております。本年度につきましては6月に修繕1件の連絡がありまして、現地を確認し既に修繕を終えております。また、鏡が見つらいなどの連絡もございまして、その都度対応してきているというような状況であります。

最後、4番目の桃源荘の外構の床下のタイルですね、それから役場駐車場のグレーチング等の修繕についてでございますが、桃源荘の外構のタイルにつきましては、本年度予算にも計上しておりますことから、早急に対応してまいりたいというふうに考えておりました、現在、施工業者と打ち合わせを行っております、今月中には完成する予定ということであります。

また、役場のグレーチングにつきましても、長年の利用による湾曲というものが原因というふうに考えておりました、数年前にはゴムパッドを挟んだり、あるいは一部交換したりということも行っております。ゴムパッドを挟み込むなど音の対策、あるいはグレーチング交換が必要な箇所につきましては、点検もあわせて今週中に補修する予定であります。

以上です。

○議長（大島孝司君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 先ほどの質問のところで、これまでも町の施設の中での事故とかそういうことはあったのでしょうか。それへの対応はどのようにしていたのかという点でも答弁いただければと思います。

それと、栗の小径なんですけれども、現在、栗ガ丘小学校から旧小布施郵便局までの間、最近ずっと舗装が、栗木ブロックは打ちかえというのか、剥がして舗装がされていますけれども、あれは本改修工事というふうに見えていいのでしょうか。それとも本改修工事はきちんと後でやるのかという点と、それからカーブミラーについてですけれども、1点目は、駅前通りから403号に当たるところのカーブミラーを反対側のほうにつけるべきではないかというようなどころなんですけれども、それについては、つける予定があるのかどうか。つけるつもりがあるのかどうかというのと、それと、松川、それから千両、クリトピアの5差路についても、そこのカーブミラーについてもきちんと対処するつもりがあるのかどうか、その辺のところ再度答弁をお願いします。

○議長（大島孝司君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） 再質問にお答えいたします。

これまで公共施設において事故があったのかというご質問でございますが、実際にはございました。ただ、現在対応しているものも含めて、どういったものがどういうふうにあったかというものについては、ちょっと詳しい資料がございませんのでお答えすることはできませんが、よろしく願いいたします。

○議長（大島孝司君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 栗木歩道の旧郵便局から北側に向けての改修の関係ですが、現在、その区間につきましては県のほうの県単事業で打ちかえを行っております。現在、栗木を剥いだ状態で、歩行ができるように仮で舗装になっておりますが、その上に西側の歩道と同じような茶系の土色に近い表層部分を打って仕上げとなる予定となっております。

2点目のカーブミラーの関係ですが、駅前から403号にぶつかる場所のカーブミラー、現在は北西側の角に設置をしております。丁字路の正面に設置がされていたわけなんです、どうしても地権者の方が支障があるということで、仮に現在の場所に移設をしております。ただ、停止線のところでとまりますとどうしても見づらいというようなご意見がございまして、現在、小さな鏡で補助的なミラーを設置をしまして、運転席から右側の方向で須坂市側が見えるような対応をしておりますが、今後の状況を見ながら、まだそれでも支障が出るようでしたら、検討をして、また改めて地権者の方をお願いをするなりして対応していきたいというふうに考えております。

3点目の5差路の関係ですが、これにつきましても、6月会議でご質問をいただいた後に担当のほうで現地等を確認をさせていただいております。その際に、やはり見えづらい部分等がありましたので、若干ミラーの向き等を変更等をしてございます。余りカーブミラーばかり多くなってしまっても見えづらいとか、そういうこと等もございまして、今後またそのようなご意見があるようでしたら、地元の安協の役員と一緒に現地を確認をする中で方策について検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大島孝司君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 3項目めの町内巡回バスの運行について質問します。

高齢化が進み、巡回バスなど公共交通を整備することは、福祉のまちづくりの観点からも必要性を増し、高齢者移動支援事業ということで、小布施町としても模索を続けてきたと思います。

私は、20年前町議になった最初から巡回バスの運行を町に要望し続けてきました。それは、私自身が若いころに、水上町営住宅に住み、長野電鉄バス原宮線を重宝に利用していました。当時は車の免許もなく、そのバスが廃止されて大変に困りました。日常生活から切実に思い、また、水上の皆さんからの切実な声でもあって、町内巡回バスの実現を願いました。

以後、高齢化が急速に進んだことにより、水上ばかりでなく町民の皆さんの全体の問題となってきた、町の高齢者移動支援バス試行運転となり、それがさらに誰もが乗れる巡回バス実験運行まで進んできました。20年の間に、時代と社会を反映しながら一步一步巡回バス実

現に近づけてきていると考えておるところであります。

4年前には、高齢者の中でも巡回バスは利用が少なく無駄ではないかという意見も聞きましたが、最近、今は車を運転するので巡回バスに乗らないにしても、いずれ利用することになる。また、自分としては巡回バスが必要になるのはまだまだ先の話だと思っていたが、今ちょっと体を壊して今必要になってしまっているなど、将来は必要になるかもしれないが今から使いたいなど、小布施町内部の公共交通への認識が変化していると感じています。

それは、町民の皆さんの周囲に、車を運転する伴侶を亡くされたり、運転免許を返上されたり、自転車も乗れなくなって外出が困難になった方の姿、ご苦労などなどに接する機会がふえていること、そしてもう一方に、利用が少ないと中断されてはいるものの、ここ数年、町が実際にバスを運行し、利用された方があって、巡回バスの利便性、あると助かるということが広がったということだと思います。

巡回バス等の町の公共交通がいよいよ重要になっていると思います。まず、実験運行が中断して以後、地域公共交通会議というものが設けられましたが、この会議ではどのような組織でどのような検討がされ、また、まとめられた答申の内容はどのようなものか。

次に、町としては、地域の公共交通巡回バスについて今後どのように進めていくのか答弁を求めます。

○議長（大島孝司君） 西原企画政策課長。

〔企画政策課長 西原周二君登壇〕

○企画政策課長（西原周二君） 町内巡回バスの運行について、私のほうからご答弁申し上げます。

地域公共交通会議では、地域公共交通の必要性について議論し、調査検討をまいりました。

平成24年度は高齢者の移動支援試験運行を、平成25年度には利用ニーズに基づき利用対象者を高齢者以外にも広げ実証実験を実施、さらに、利用の多かったコースについて再度実証実験を実施してまいりました。しかし、結果として利用者が少なかったことから、議会からの指摘も踏まえ、当面の間、バス運行は休止し、タクシー利用助成券をお配りすることを高齢者の移動支援事業の柱としてきております。

平成26年度には、引き続きこの地域公共交通会議の中でタクシー利用助成サービス対象者の移動状況の把握調査を行っております。将来の公共交通についての検討をし、調査結果によりまして、今後ますますタクシー利用の要望が増加し、町財政の負担も増大することから、

コミュニティバスの運行も期待されるということを指摘されていますが、一方、ドア・ツー・ドアでパーソナル性の高い移動支援の要望が今後も増加するのではないかとということ进行分析しております。

このことを踏まえまして、2点目のご質問について答弁を申し上げます。

繰り返しとなりますが、町内巡回バスの運行につきましては、平成24年度及び25年度に試験運行を行いました。いずれも低い利用率となり、その時点の判断として、巡回バスによる地域公共交通を必要とする方は少数と判断したことから、今後、高齢者の移動支援はタクシー助成券に特化することとし、巡回バス事業は当面運行を見合わせるかの判断をしております。

町内巡回バスは、福祉バスとしては昨年度まで福祉担当部署で所管しておりましたが、今年度からは、地域における公共交通の今後のあり方を模索し、新たな公共交通体系を検討するため、企画政策課が所管となっております。現在策定中の地方版総合戦略や後期基本計画の策定の中でも、公共交通は重要なテーマの一つとなると考えております。

新たな公共交通体系を検討するに当たり、過去の実証実験の結果や議会からのご意見、町民の皆さんからのご意見から、今後必要な移動支援はデマンド型に多くのニーズがあると現在は考えております。そのため、移動支援の必要な方は、タクシー助成券や社会福祉協議会で行っている移動支援事業をご利用いただくことが最も優れた事業であると考えております。

一方、議員ご指摘のとおり、今後さらに高齢化が進むことが予想され、町民の皆さんの利用形態やニーズも変化することが考えられます。時代の変化と地域住民の皆さんの状況に合わせた地域公共交通体系を整備するため、継続的に検討していくことが重要と考えております。

今まで実施してまいりました巡回バスの試験運行の積み上げと町民の皆さんのご意見を十分にお伺いし、福祉担当部局とも連携をとりながら、小布施町に必要な公共交通を考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大島孝司君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） これから、現在はタクシー券助成に特化するというような答弁でしたけれども、タクシー助成券というのはかなり制限が厳しくなっておりまして、本当に75歳以上の方が誰もがタクシー券をいただけるというような状況にはなっていません。

そういう点で、前回もタクシー助成券についてはもう少し範囲を拡大したらどうかという

ような質問をしましたがけれども、その点については考えていないというようなことで、それについて、本当に範囲が狭められていますので、タクシー助成券に特化して行うということに関しては、やはり公共交通の観点からも大変不満がありまして、そういう点では改善ということは重要なことだと思いますので、拡大をしていくことがあるかどうかという点でもお答えいただきたいと思います。

それと、今後必要な公共交通を考えていくということなんですけれども、町の方針としては、今後考えていくんじゃないかと、私は、町として巡回バスなど地域公共交通を整備するとの基本的な決断をして、その上で、町民参加のもとに実験運行のデータも生かしながら、路線やダイヤなど実施計画を立案すべき段階にあると考えております。

今必要なのは、繰り返しますが、巡回バスなど町民に必要な公共交通を整備するとの明確な決断であると思います。その点で明確な答弁をお願いいたします。

○議長（大島孝司君） 西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君） 再質問にご答弁申し上げます。

タクシー助成券等の拡大につきましては、タクシー助成券のみを拡大していくということではなくて、デマンド交通も含めまして今後の公共交通のあり方全般を検討する中で、どういった公共交通が一番いいのかということを含めまして検討したいと思っております。タクシー助成券だけを今後どんどんふやしていくということだけを考えてはおりません。

また、検討につきましては、すぐにでも始めるというご指摘かと思っておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、地方版の総合戦略の中であるとか後期基本計画の中では公共交通というのが大変重要なテーマになってくると思っております。そういった中で、住民の皆さんにもお伺いしながら検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（大島孝司君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 一番最初の答弁のところ、高齢者の移動支援はタクシー券助成に特化することとしという、巡回バス事業は当面運行を見合わせると判断したというところで先ほどの質問をしたんですけれども、それについては、デマンド型のバスをどのように走らせるのかということは今どのように考えているのか。それと、私がさっき言いましたように、巡回バスについても当面どのように考えているのか。その辺のところをはっきりと答弁願いたいと思います。

○議長（大島孝司君） 西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君） まず、巡回バスの関係ですけれども、ご利用される方がどう

してもバス停までご移動する等々も大変ということで、ドア・ツー・ドアの移動支援が大切ではないかというような調査結果も出ておりますので、巡回バスというよりもデマンド方式のものを検討していくことがよろしいのかなというふうには考えております。

タクシー助成券に特化し、当面巡回バスを休止するというのは平成25年度の調査結果終了後の判断でございまして、26年度、また、今年度に入りまして状況等も変わってくる中で、新たな公共交通ということも考えていかなければならないかと思っております。

また、これはまだ確定しているものではございませんが、国の地方創生の中で、高齢者の方が社会活動参加することによりまして、地域が元気になったり、支援の必要な高齢者の方の手助けをできるような方策を国のほうで示してございまして、現在、その交付金が使えないかどうかというようなことも検討しております。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） ただいま、元気な高齢者を支援する方策として、移動支援の支援策として、国のほうの方針を補助事業を小布施町でもできないのかという点で今検討しているということですが、その辺のところでもう少し詳しく答弁願います。

○議長（大島孝司君） 西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君） 現在社会福祉協議会で行っておりますボランティアの皆さんにおける高齢者の移動支援でございますが、そういったところに、物的な支援であるとか、活動いただいた方の活動費に対する、直接的な人件費ではないんですけども、費用についての支援ができないかということを検討しているということでございます。

○議長（大島孝司君） 以上で小林正子議員の質問を終結いたします。

◇ 関 悦 子 君

○議長（大島孝司君） 続いて、12番、関悦子議員。

〔12番 関悦子君登壇〕

○12番（関悦子君） 最後になりました。2つの質問をいたします。

まず最初に、今後の国民健康保険の運営の考え方はについてお聞きをいたします。

国民皆保険の基礎をなし、医療保険の最後のとりで、セーフティーネットと言われている

国民健康保険は、制度設計当初に比べ加入者層は大変大きく変化をいたしました。特に無職者や年金生活者らの低所得者の占める割合が大変増加をし、あわせて、高齢化の進展、医療技術の大変な高度化による医療費の増大と相まって、その財政運営は大変危機的な状況であります。

国保の運営主体である市町村の6割が、一般会計、つまり税金から繰り入れをして赤字を埋めている状況が続くという大変深刻な状況が続き、市町村単位で国保を運営していくのは限界となっております。

このため、国は本年5月、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律を成立させました。この目的は、国民健康保険の安定化のため、財政支援の拡充による財政基盤を強化すること、また、従来市町村が運営主体となっていたものを都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、制度を安定化するためのものです。

具体的には、国民健康保険の財政基盤を強化するために、2018年、平成30年度から運営主体を市町村から都道府県に移し、新たに都道府県が財政運営の責任を担うこととなります。また、市町村でばらつきのあった保険料、保険税は都道府県が標準的な率を設定する、消費税の増加分の一部を充当する、健康保険組合の保険料を引き上げる、高齢者の保険料を引き上げるなどで赤字を埋めることとしています。しかし、これで財政が安定するかどうかも懸念をされております。

そこで、お伺いをします。

まず最初、小布施町も保険給付費の増加に歯どめがかからず、国保財政は毎年赤字が続くことが予想されますが、今後の保険給付費の見込みをお聞きいたします。

次に、国保会計が赤字の場合の対応は、基金を取り崩す、補正予算で対応する、税率を上げるなどの選択肢があると思いますが、小布施町は税率を6年間据え置きながらその対応をまいりました。その基本的な考え方をお聞かせください。

次に、税率は誰もが低い方がよいに決まっていますが、医療を取り巻く現状と今後の医療費の伸びを考えますと、それにも限界があると思います。今後の税率についての考え方をお聞かせください。

次に、2018年度から運営主体が県に移行されるなど、制度が大変大きく変わることで国保財政の安定が期待されますが、同時に、医療費の抑制、医療サービスの質をどのように保っていくのが重要であると言われております。町として、今後の国保運営についての考えを

お聞かせください。

○議長（大島孝司君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、関議員の今後の国民健康保険運営の考え方について答弁申し上げます。

小布施町国民健康保険特別会計は、歳入といたしまして、保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金、療養給付費交付金、共同事業交付金等から収入がありまして、一般会計からは法定の繰入金があります。

これらの歳入だけでは歳出を賄い切れないときには、繰入金といたしまして、国保会計の財政調整基金を取り崩してきております。最近では、平成24年度に2,953万6,000円、平成26年度には6,524万8,000円を取り崩してございまして、今会議には、繰越金が減額となったために2,400万円の追加をお願いいたしまして、総額8,774万3,000円の取り崩しをお願いしているところであります。

なお、赤字財政ということでご指摘いただいたわけですが、歳入から歳出を差し引いた金額から前年度繰越金と基金繰入金を除いた、いわゆる実質単年度収支を見ますと、平成24年が102万1,000円の減、平成25年度が925万2,000円のマイナス、平成26年度は8,883万6,000円のマイナスになっております。

保険給付費につきましては、平成22年度から平成26年度まで継続して前年に比べ増額となっております。年度によって差がありまして、少ないときでは0.4%の増、多いときには9.5%の増でありまして、平均すると6.4%の増となっております。金額で申し上げますと、平成21年度の保険給付費が6億9,100万円、平成26年度は9億4,100万円でありますので、5年間で保険給付費が2億5,000万円ほど増額となっております。今後も医療の高度化や高齢化が進むことから、こういった給付費が伸びていくことは避けられないものと考えております。

2番、3番について一括してお答え申し上げます。

町は、平成20年度より8年間にわたり、厳しい財政状況の中、家計への負担が重くならないよう税率を据え置いてまいりました。保険給付の状況を見ながら、いわゆる医療費の適正化、ジェネリック医薬品の推進、あるいはレセプト点検を行うなど、また、基金の取り崩しを行いまして、税率を上げずに対応してきたわけでございます。

基金については、こうした状況から、先ほど申し上げましたとおり平成24年度と26年度

に取り崩しを行っておりまして、昨年度末時点の基金残高は1億1,467万1,000円となっております。また、今回の補正によりまして8,774万3,000円の取り崩しを行いますと、年度末残高は、27年度ですが2,692万8,000円となる見込みでございます。

先ほど議員からお話がありましたとおり、平成30年度からは国民健康保険の財政運営は県が担うこととなりますが、今申し上げました今後の保険給付費の増を見込みますと、来年度予算編成、こういった基金残高を考えますと、とても基金の取り崩しのみでは対応できないものと思われまして、やはりこれは税率の検討をしていかなければならないというふうに考えております。

4番目の今後の国保運営についてお答え申し上げます。

平成30年度、2018年度から県が国保の財政運営の責任主体となりまして、より良質な医療の効果的な提供、規模の拡大による安定的な財政運営などが期待されるところでございます。現段階におきましては、市町村におきましては今までと同様、被保険者証等の発行、保険給付の決定、特定健診や人間ドックの推進など保健事業の実施という役割を果たすこととなります。保険者であります県が示す標準保険料率等を参考にいたしまして、保険税を算定、県へ納付金を納めていく予定でございます。

詳細がまだ決まっていない部分もございますので、国と地方の協議を注視しつつ、町民の皆様と身近な環境の中で、財政運営が県に移った後も、先ほど申し上げました各種保健事業、これをしっかり行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 関悦子議員。

○12番（関悦子君） 再質問の1つは、私、6年間だと思いましたが。8年間据え置いてきたということですが、その据え置きをしてきた理由というか、それをちょっと私聞き漏らしたんですけれども、それについてのことと、それから、ここに来て2,000何がしの基金だけしかなくなってしまったと。

20年ぐらい前だったかしら、4億ぐらい、4億だか5億ぐらいの基金があったんだというのをどこかで見たことあったんですけれども、随分少なくなって、もう率を上げるということなんですけれども、これについては、国保運営協議会ですか、そういう協議会が年に3回ぐらい協議会が開かれているかと思えますけれども、今年度はもう始まっていますので、そういう協議会の中での回答というか答えだったんでしょうか、それとも町としてということだったんでしょうか。その点について。それから、この税率を上げるとすると、いつごろ

からこれをするのかということについてお尋ねします。

○議長（大島孝司君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） 税率の関係でございますが、ちょっとうまく説明申し上げられなかったわけでございますが、なぜ上げなかったかということでもあります、やはり平成20年度以降いわゆるデフレ等続いておまして、ここのところ最近景気がよくなったと言われるんですが、なかなか市町村には恩恵がないと。こういった中で、非常に各家庭にですね、こういった負担を重くしないようにということで、基本的には極力町民の皆様の負担をなくすということを中心に考えてきましたので税率は据え置いてきたということでございます。

また、先ほど申し上げました基金も、例えば先ほど議員おっしゃったとおり4億円を超えたときもございまして、そういった基金も一つの財源として考えてまいりましたので、収入としての基金の取り崩しも考えてきたということで、そういった状況を国保運営協議会でも説明させていただきまして、歳入歳出を一般会計からの繰り入れ、あるいは基金からの繰り入れで何とか賄ってきたということで、そういった状況も国保運営協議会では説明して、税率を上げないということを説明してご了解いただいて、8年間税率を上げてこなかったということでございます。

○議長（大島孝司君） 関悦子議員。

○12番（関悦子君） 1つ答えていただきたいのがあったんですけども、再質問の中で、その税率についてはいつごろ上げるのかという点についてお尋ねいたします。

○議長（大島孝司君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） 県に移管するのが平成30年度でありますので、27年度は既に始まっておりますから、28、29年度という、これが対象年度になってくるかと思えます。県の税率が、やはり町村の被保険者数ですとか、あるいは所得ですね、これによってそういったものを勘案して決められてくるということもありますし、県が示す税率ですね、これはなかなかどういうものになるかということはまだわからない状況であります。

それにしましても、あとこの2年間は、今申し上げましたとおり、単純に言いますと基金としまして、ことし27年度の状況を見ますと、やはり1億四、五千万円ぐらいの基金がないとことし並みの運営をしていくということは難しくなっております。そうしますと、それを財源といたしますと、やはり取り崩しが無い分、方法とすれば税率を上げるか、あるいは一般会計からの法定外繰り入れということもあるんですが、これは非常に難しい問題がございますので、やはりその税率をこの2カ年間ですか、この28、29について上げることをや

はり検討していかざるを得ないのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（大島孝司君） 関 悦子議員。

○12番（関 悦子君） 再質問といいますか、国保運営協議会の中でそういう話も上がっていたのかどうかについて。年間3回ぐらいの協議会がありますよね、そういう推移を見て一部負担金等についての協議をするんでしょうけれども、そこではそういうお話はなかったのでしょうか。

○議長（大島孝司君） 八代健康福祉課長。

○健康福祉課長（八代良一君） 国保運営協議会につきましては、今年度は新たにまた委員を委嘱をしてございます。8月20日に1回目の運営協議会を開催いたしまして、現状の決算の状況、それから、先ほど副町長のほうからお話ししました基金の状況ですとか一通りご説明をする中で、今後、見直しの方針といいますか、そういったものを町の中で決定をさせていただきまして、改めて運営協議会のほうに諮問をして、今年中ぐらいのスケジュールの中で審議会のほうで検討していただくというようなスケジュールを考えております。

○議長（大島孝司君） 関 悦子議員。

○12番（関 悦子君） このような国保の財政状況を見ますと、税率を変えるのはやむを得ないだろうというふうに思いますけれども、国保加入者の人たちにとっては、非常に低所得の方たちが多く、また高齢者が多いということになりますので、そういう方たちへの配慮というものを十分していただきたいなというふうには思うんですけれども、その点どのように考えていらして税率を上げるのかについてお聞きして最後にします。

○議長（大島孝司君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） 税率につきましては極力、上げるか上げないかもまたこれからの検討課題でございますが、実質的に、今申し上げましたとおり、やはり2年間で1億数千万円の財源の不足が見込まれるということでございます。

国のほうでも、いわゆる低所得者の皆さんについては公的な支援というものを強化しておりますので、そういった制度というのは、またしっかり行われていくだろうということでもあります。

いずれにいたしましても、一定の医療費の水準、いわゆる保険給付費が抑えられればいいわけでございますので、そういったものも町としまして、いろいろなジェネリックの関係ですとか保健事業、要するに健康づくり、これも2年間しかないわけですが、極力そういった

医療費、保険給付費を抑えながら、何とか税率の、仮に上げるということになりましても低い形を保っていければと考えております。

○議長（大島孝司君） 関 悦子議員。

○12番（関 悦子君） 次に、「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりについてお尋ねします。

40年ほど前、私は小布施町で生活を始めましたが、当時、町は閑散としていたのを覚えています。ラーメン屋さん、そば屋さんそれぞれ1軒、飲み屋が数軒、レストランはなし、小規模スーパーが2軒あるだけ、町は静かな農村という感じで、特に観光に訪れてみたいという魅力には欠けていました。

その後、大変な努力がありました。人口政策から住宅地の造成が始まり、また、北斎館、町並み修景事業が行われ、伝統の栗菓子店がそれぞれ店舗を整備拡大するとともに、小さな店舗もふえ、徐々に来訪者が増加し、新たな住民もふえました。以来、町は急速に変化を続け、知名度が高まり、外から訪れる人々が増加し、小布施町は全国からまちづくりの成功例として注目される町となりました。

そして、交流人口の増加により、新しい文化、異文化に触れる機会がふえたことは町民に大きな刺激を与え、交流から生まれる効果を感じながら、まちづくりの重要性を再認識し、今後のまちづくりに参画する人々が大変ふえてきたように思われます。

しかしながら、最近、徐々に来訪者は減ってきているように思われます。特に、ことしは善光寺御開帳が行われ、また、北陸新幹線の開通で人々の流れが変わりました。さらに、来年は北海道新幹線の開通が控えています。人は常に新しいものに興味を持ち、新たな旅に出かけることに歯どめをかけることはできませんが、これらをきっかけに小布施町を訪れる人がますます減少していかないかどうか懸念しています。

また、各地では地域活性化の手段として観光に大変重点を置き、それぞれ政策を推し進めています。善光寺のある長野市は、御開帳というイベントを契機に町並みが大変整備がされました。大変きれいになりました。歩いていても楽しい、店舗も魅力を増し、客の滞在時間は大変伸びているというような統計が出ております。

これらを特に心配することはないと考え、何もしないで待っていていいとは決して思いません。当町は何度も訪ねてくださるリピーターが多い町として有名です。また、そのようなことを意識したまちづくりを進めてまいりました。今後も、魅力あるまちづくり、住み続けたいまちづくりを真剣に考えていかなければならないと思います。

そこで伺います。

最初に、小布施を訪れる人が減少していると思われませんが、現実をどのように把握をされているか。また、今後の見通しをどのように捉えているのかお聞きします。

次に、住んでよし、訪れてよしのまちづくりを継続していくためには、絶えずそのための方策を考え続けていく必要があります。そして、まちづくりは、町民、行政、商工会、文化観光協会などが知恵を出し合って進めなければなりません。そして、危機感を持ち、町民が住みやすい町に、そして訪れてくる人がふえるためには何をしなければならぬかを早急に検討していく必要があると思いますが、これからのまちづくりを進めるために、行政、商工会、文化観光協会などの関係者との定期的な協議会等の現状と今後の進め方についてお聞きをします。

次に、町民のアンケート結果を見ていますと、歩道に関する意見、要望、大変多く見られます。小布施駅や小学校周辺の歩道ががたがた、人はもちろん、ベビーカーや車椅子は利用できない状況、歩きにくい歩道は安全な通行も危ぶまれる可能性があり、早急に改善する必要があると思います。これは幾人かの議員も質問をしております。町はそれらの現状をどのように把握しているのか、また、今後どのように改良、改善していくのかをお聞きいたします。

○議長（大島孝司君） 竹内産業振興課長。

〔産業振興課長 竹内節夫君登壇〕

○産業振興課長（竹内節夫君） それでは、ただいまご質問いただきました3点のうち、当初の2点、2つ目までについては私のほうからご答弁申し上げさせていただきます。

まず、来訪者が減っているが、現実はどうかということでございます。

町内への入り込み状況ということにつきまして、ことしの善光寺御開帳期間における北斎館、岩松院、おぶせミュージアム、それから高井鴻山記念館で申し上げます。

前回平成21年におけますこの4施設合計の入館者数では12万4,786人ございました。これがことしの入館者数につきましては、7万6,063人と前回は4割近い減少となっております。それから、同期間におけます町営駐車場の利用状況につきましても前回は85%と減少しております、町におけます代表的な施設利用者数は減少傾向にあるといえます。

この反面なんです、スマートインターチェンジの利用率、これは前回平成21年比2割近い増加台数となっております。また、長野電鉄小布施駅の利用者数ですが、これは年間ベースになるんですが、平成21年が50万6,797人、これが昨年の実績ですけれども、59万8,370

人と9万人近い増加となっております。この小布施駅の利用者数に関しましては、平成24年以降、利用実績が急激に伸びておりまして、近年増加傾向と言われます海外からのお客様、こうした皆さんの利用も一因しているのではないかと推察しております。

以上のことから、4点という定点観測では利用者数は減少しておりますけれども、近年、町内に建設されております若者を対象とした体験型施設、スキー、スノーボードのジャンプ練習場ですとかボルダリング施設、あるいはスラックラインの練習施設ですとか、これまでなかった施設への来訪といったものはこれは確実に生まれておると。加えて、これは期間が限られるんですが、千曲川沿いの桜並木ですとか、こういったところも多くの方に認知されて、その季節には一定の来訪も生じておるといふように捉えております。

このことは6月会議の際にもご答弁申し上げましたが、これまで主要な観光資源でございました美術館などに加えて、近年、町内に多様な体験交流施設が生まれておりまして、お見えていただく皆さんの町内における分散化といったものにもつながっていると捉えております。

そのような中で、今後の見通しということに関しましては、これまで交流の主体であった、小布施町のキャッチフレーズであります栗と花と北斎、これを軸として、ぶれることなく、こうしたことを基本に新たな観光資源の創設が求められておると認識しております。

町中心部のみならず、農村地帯も含め、広く町全体をごらんいただけるような資源づくりといったものも進める必要性を感じております。健康づくりを軸とした新たな産業構築と交流事業の構築といったものもその方針の一環でございます。町に存在するあらゆる資源を魅力化することで、新たな誘客促進につなげられるように努めてまいりたいと考えております。

それから、2点目の関係する皆さんとの定期的な協議の現状と今後ということでございますが、誘客促進に向けたその関係する皆さんとの定期的な協議といったものは、これまで特に持っておりませんでした。ただ、町の観光協会、あるいは商工会との打ち合わせなどは随時行っておりまして、こちらの各団体におけます具体的な事業実施に向けた協議といったものが主体でございましたけれども、やはり、時によっては、ある程度の今後の町の方向性といえますか、そういったことに係る話し合いの場ということもあわせて行ってきたつもりでございます。

ご提案のありました、こうした関係者が一体となった今後の協議の場づくりということでございますが、まずは先ほども申し上げましたように新たな交流資源といえますか、そういったものの構築、いわばまちづくりの構築に向けて、町として今後どうするかというその推進方針、これを明確にしていく必要はあろうかと思っております。

ご指摘のとおり、関係する皆さんや住民の皆さんとが知恵を出し合い、この町の今後のあるべき姿を共有していくということが求められていると思っております。

現在、町では小布施町総合戦略、あるいは第五次総合計画、この策定を進めております。こうした計画の中に、ただいま申し上げたような今後の方針といったものを、広く皆さんの意見を伺う中で方針づけをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大島孝司君） 畔上建設水道課長。

[建設水道課長 畔上敏春君登壇]

○建設水道課長（畔上敏春君） 駅前や小学校周辺の歩道の現状把握と今後の改修、改善の予定についてのご質問に私のほうよりお答えをさせていただきます。

小布施駅前から商工会館前までの間は、県管理の県道村山小布施停車場線の歩道であり、議員ご指摘のように、劣化した栗木とれんがブロックにより凹凸がある状況となっております。町では、行楽期を中心に点検をして穴埋めなどの対応をしておりますが、抜本的な改善には至っていないのが実情です。

先ほどの小林正子議員のご質問でお答えしましたように、町としては修景事業地を除く栗木歩道につきましては廃止を決定しております。傷みの激しい箇所は国・県道の歩道であり、以前から道路管理者である須坂建設事務所をお願いをしております、順次、景観に配慮した素材での打ちかえを行ってきています。小学校前につきましては平成25年度から打ちかえを実施し、先ほどご質問の中にもありましたが、現在、最後の区間として東側の部分を行っており、本年度で終了する予定となっております。来年度以降につきましては、傷みの激しい駅前から商工会館前までの区間の打ちかえをお願いをしていく予定となっておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大島孝司君） 関 悦子議員。

○12番（関 悦子君） 2つ再質問させてください。

1つ目は、かつて駅前周辺の活性化というようなことで結構話し合い、商工会とか文化観光協会、それから住民の皆さんがお話し合いをしながら進めていたときがあったかと思うんですね。その結果として、現在、駅前通りは随分変わってきたなというふうに思っているんですね、変わったなと。それもそういうことがきっかけとなつての変化なんじゃないかなというふうには一つ思うんですね。

ですから、やはり皆さんで小布施のまちづくりはどうかというのをもうちょっと結集して、

今まで頑張ってきた皆さんのものを受け継いで、しっかりそれを守りながら、さらなることを考えていくには、やはりみんなが力を結集していくときだなど。もう一つ一つが、高齢化になって力が弱くなっている部分をみんなで補っていかないといけないなという点については、もっと全体として協議していくような場というものが必要だろうなというふうに思っているんですけども、その点もう一度確認をさせていただきたいというふうに思います。

この数字にあらわれる、隣の善光寺でいろいろありましたけれども、その前のときの善光寺の御開帳のときは、小布施のほうはさらにお客が来たというような状況があるわけです。やはりどこに問題があるのかというのをもっと考えてもらいたいなというふうに思います。

それから、最後にお答えいただきました歩道の関係なんですけれども、駅前に非常に通行する方がふえたという中で必ずあそこを通るわけです。それを通った人は、小布施に来て残念、小布施にこんなところがあるなんて残念と思って帰られるの、とても私は悲しいなというふうに思うわけです。

今回、農免道路が補正が出ましてよくなりますけれども、私、毎日あそこを軽トラックで通りますけれども、そんなに悪くない道路だなど。ここにお金かけるなら、あそこが町道だったらずぐに直せたのに残念というふうに思うぐらいにあそこは早急に何かお願いしたい。それで、来年お願いしていると言っていますけれども、これは確実に来年なるんだぞというような回答をもらっていただきたいなというふうに思っているんですけども、その意気込みはどうかお尋ねします。

○議長（大島孝司君） 竹内産業振興課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） まず、1点目のまちづくり、これからの観光を捉えたまちづくりについて、みんなで協議をしていく場づくりをどう捉えるかということでございますが、おっしゃるとおり、小布施町がこれまで行ってきたまちづくりに加えて、近年、訪れる皆さんのニーズそのものもかなり多様化してきているなということを感じております。

そういったことを町としても捉える、また、この町に暮らす方も自身としても捉えるという結果から、今、先ほど申し上げたような若い皆さんを対象とした体験型施設ですとか、そういったものも生まれてきているのではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、おっしゃるとおり、ご指摘いただいた部分、非常に大事な部分があるかと思えます。やはりそういったことを、関係する皆さん、あるいは住民の皆さんも含めて、今後この町をどうしていくかということを中心に考える必要があるかと思えます。

その場づくりということでもありますけれども、これは先ほどもご答弁申し上げましたが、

今現在、これからのまちづくりに向けての後期基本計画策定、あるいは小布施町総合戦略づくりといったものを討議しております。やはりこういったところにもその関係する皆さんにも入っていただいておりますので、そういったところで多様な意見を伺いながら進めていくということが、これは行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大島孝司君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、駅前につきましては町の玄関口ということで、やはり来られた方が小布施町のイメージをこういうものだなというふうに思う場所だというふうにも私たちも思っているところでございます。

来年から駅前のほうに工事を入れていただくことにつきましては、以前よりの計画でもう申し入れをしてございます。ただ、予算の関係等もございまして、どこまでできるかという距離の延長の関係につきましては、今後なるべく多く予算をつけていただいて、希望とすれば全線できるぐらいの意気込みでお願いをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大島孝司君） 以上で関悦子議員の質問を終結いたします。

以上をもって、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（大島孝司君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時34分